

基本方針(たたき台)について

関係条文

- ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）

（基本方針）

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品を含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

基本方針(たたき台)目次

前文

第1節	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向	1
第2節	血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品を含む。第8節について同じ）についての中期的な需給の見通し	4
第3節	血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項	4
第4節	献血の推進に関する事項	6
第5節	血液製剤の製造及び供給に関する事項	7
第6節	血液製剤の安全性の向上に関する事項	8
第7節	血液製剤の適正な使用に関する事項	10
第8節	その他献血及び血液製剤に関する重要事項	11